

宣言日 令和6年7月19日



事業場名

南三陸森林組合

## Safework 向上宣言

◆ 私たちは安全で快適な職場を築くため、宣言します

私は、事業主として、安全は組合経営の基盤であることから、労働者が安心して働くことのできる職場づくりを進めます。

- 1 作業開始前、作業安全指示（確認）書を基に、全労働者に情報共有を行わせます。
- 2 作業開始前、危険予知（KY）を全労働者に確認させます。
- 3 作業にあたっては基本動作を遵守し、不安全作業の防止を行います。
- 4 労働者の安全と健康管理の推進を図り、快適な職場環境に努めます。

私たち労働者は、事業主の宣言に基づき、行動災害に至る不安全行動を行わない作業を進めます。

- 1 作業開始前、作業安全指示（確認）書を基に、全労働者に情報共有を行い安全作業を確認します。
- 2 作業開始前、危険予知（KY）を全労働者で確認します。
- 3 作業にあたっては基本動作を遵守し、不安全作業は行いません。
- 4 安全作業と健康管理の増進に努め、日々、快適な職場環境を維持します。

宮城労働局・各労働基準監督署、中央労働災害防止協会東北安全衛生サービスセンター、建設業労働災害防止協会宮城県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、港湾貨物運送事業労働災害防止協会宮城県支部、林業・木材製造業労働災害防止協会宮城県支部、公益社団法人宮城労働基準協会

「Safework向上宣言」は、宮城労働局及び県内の各労働基準監督署のほか、上記の関係団体が運営しています。